

# 国東町泉福寺の上棟札

上田忠男

国東町横手の泉福寺では、昭和六十一年二月、県教育委員会による近世社寺建築調査の予備調査に際し、更めて山門の扁額銘（享保二十年）並びに上棟札（元禄七年）全文の解説を行つたが、上棟札の方は仏殿（大雄殿）と山門の二字の上棟に關するものであり、記事中には「或人有惠主破却堂塔僧舎了、泉福所幸存仏殿山門之二字」とあって、この二字が天正年間の大友兵戦から免れたといふ注目すべき記述も見られる。これまでに全文は公表されていないので、今後この方面的研究の参考になればと思い報告するものである。

に關するものであり、記事中には「或人有惠主破却堂塔僧舎

上棟札原文

(表面)

また、原文の旧漢字・俗字等は常用漢字に改め、返り点・送り仮名・読点を施した。末尾の補注は筆者によるものである。

原下野守平正晴之慈母無伝尼公之艸創也、請着翁禪師一開堂演法、堂宇房舍悉皆全備、実是西海法窟也、曾聞歴三百余歳後一旦回祿志其歳月矣、大永四年甲申歳、璋山派下之僧雲叟岳修造大殿、余來到三十今一凡一百七十余歳也、其中間世乱久矣、或人有惠主破却堂塔僧舎了、泉福所幸

存ニ仏殿山門之二字、然修理失レ時、梁棟頃斜基陞頽毀シ、其余近代諸師隨レ分修ニ造ニ、今現存物是也、予元禄己巳秋移ニ当山住レ山已歷ニ五星霜、此間依ニ龕祖古規改ニ納約時弊ニ正レ封疆乱補ニ僧舍廢、然到ニ此二字不レ克奈ニ何如ニ短臂ノア及ニ津所ニ徒勝歎息矣、于レ茲有ニ淨土主門長老者、或時語レ予云、仏殿崩倒想在ニ手近ニ何為不レ修之乎、予云吾常念茲在レ茲奈下囊無ニ阿堵物何問云師若如是吾輩作ニ化主一勤ニ化諸方ニ幹縁敢乞、勤レ之、予聽ニ此語胸次廓然、如解ニ鑿結一勸喜何可レ言乎、則集ニ会五院暨隣寺長老具告ニ前事ニ更問ニ如何、諸師皆道跋ニ涉諸方ニ募化ノ加助衆議已窮而再興之事決レ于レ茲畢、是庚元禄五壬申春也、其年八月開山禪師三百年忌、末山諸老遠近悉集來、或夜會ニ万丈告前因由ニ更請ニ募化於諸寺檀越、皆應諾無ニ違者、於レ茲

九日帰山依レ旧、住レ山伍院隣寺着ニ精彩ニ作ニ勳功、遠近末山出ニ信力ノ助縁十方ニ道ニ俗貴賤男女見聞隨喜而無レ有下不レ出ニ隻手者、故大殿不日彌峻全ノスル者也、仰願皇風永扇帝邇昌仏日增ニ輝、法輪常轉伽藍土地護、法安レ人、十方施主増ニ福増ニ慧者也、嘗元禄七甲戌歲五月十四日、前再住總持現泉福二百八十一世嗣祖沙門無依知幻堂誌焉、元禄己申冬材木切レ杣取始、癸酉六月一日木屋入、甲戌五月十四日落成、大工千九百八十八人、杣取四百三十三人、夫遣惣而三千七十四人、

(裏面)

上棟仏殿三門二字

(補注)

回祿 火神の名、転じて火災の意 大永四年甲申歳 一五二四年  
璋山 謂は融桂、璋山は号、信濃の人、無着の弟子、応永三年泉福寺を薦す(四世)、期満ちて豊前護照寺に退く、応永二十三年寂、寿八十三 雲叟岳 岳は名の一字である、享保二年泉福一三三世である告 惡主 悪い領主、「暗に宗麟を指す(妙徳山泉福禪寺記)、元禄己巳秋 元禄二年(一六八九)秋 住山 五ヶ年再住はこの人代領ニ寺務、永照宝山等相隨勤勞矣、官事已了同年四月

だけ、ある文書には元禄二年より同六年までとあるが、元禄二年秋より同七年秋までと思われる。龜祖 開山を指しているのである。封疆乱領内の争いや乱れという種のことか、淨土主門長老淨土寺の寺務總理をする長老、長老は比丘中の修行學徳にすぐれた年長の大比丘を称するそれである。禪宗では住持和尚の敬称にしたり（正法眼藏隨聞記に用例）するそうだが、それではあるまい、方言では住職でない年長僧や一般僧をいう場合もあるが、これも当るまい。化主 ケシュ、市街に出て衆生に施物を乞い寺の費用を弁じ、また法を説いて結縁する僧とあるのがそれであろう、禪林象器箋一職位に「街坊化主或單言化主」とあるが、永平寺道元禪師清規一赴粥飯法には「知客、浴主、堂主、岩頭、街坊、化主等在堂外下間坐」とあり、ここでは街坊と化主とを区別していたようである。

勸化 カンゲ、人を勧めて三宝に淨財を寄附させること 幹縁 カンエン、堂塔仏像の建立修復に要する経費を勧進寄附させることによつて、仏縁を結ばせること 敢乞 努めて乞食勸化する意か、集会シユウエ 暈暈、オヨブ 募化 ポケ、募縁ともい、募集勸化の意で奉加を募るをいう 加助 助縁に同じく募縁を援助すること

元禄五壬申 一六九二年 本護監院鉄閥 本護寺の監院の僧の鉄閥、監院は泉福寺の管理職名 頒 リヨウス、寺務をあずかった、